

ご加入は、
誕生日前が

断然

お得です!!

老後の準備や節税対策をする、 絶好のタイミング!

年金とは加入年齢が若ければ若いほど、月の支払額は安くなっています。
また、加入時の若い年齢の金額のまま60歳までご加入いただけます。高齢になると老後の準備期間は短く、また、掛金額が高額で、備えがしにくくなってしまいます。

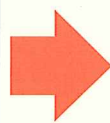
基金の加入は、1歳でも若いうちのお申込みがおススメです!

▶ 30歳 男性の例

440円お得!!



誕生日前
30歳0月で加入



誕生日後
30歳1月で加入



実際に比べてみよう!

65歳から **月2万円** の受け取り

例えば、30歳の男性が誕生日までに加入する場合と、誕生日を過ぎた後の30歳1月で加入する場合を比べると、誕生日前であれば、月々の支払額は10,300円。

それが誕生日後に加入すると、月々の支払額は**10,740円**と、**440円**も高くなってしまいます。

1ヶ月440円だと少額に見えますが、年間にすると5,280円。それが60歳まで続きます。

将来受け取れる金額は30歳でも30歳1月で加入しても、1ヶ月2万円の年金です。

受取額は同じでも、誕生日後の加入では60歳までの30年間で

158,400円も多く払うことになるのです!

もっと具体的に知りたい方は裏面へ

全国国民年金基金

土地家屋調査士支部

誕生日前[※]の加入ならこんなにお得!

10目 ● 終身年金 A型に加入した場合

(単位:円)

		男 性				女 性			
		現在の掛金額	誕生日後の掛金額	1ヶ月の支払い差額	1年間の支払い差額	現在の掛金額	誕生日後の掛金額	1ヶ月の支払い差額	1年間の支払い差額
20歳0月	月2万円の年金受取り	7,110	7,350	240	2,880	8,280	8,570	290	3,480
20歳1月～21歳0月		7,350	7,610	260	3,120	8,570	8,860	290	3,480
21歳1月～22歳0月		7,610	7,880	270	3,240	8,860	9,180	320	3,840
22歳1月～23歳0月		7,880	8,170	290	3,480	9,180	9,510	330	3,960
23歳1月～24歳0月		8,170	8,470	300	3,600	9,510	9,860	350	4,200
24歳1月～25歳0月		8,470	8,790	320	3,840	9,860	10,240	380	4,560
25歳1月～26歳0月		8,790	9,130	340	4,080	10,240	10,630	390	4,680
26歳1月～27歳0月		9,130	9,500	370	4,440	10,630	11,060	430	5,160
27歳1月～28歳0月		9,500	9,880	380	4,560	11,060	11,510	450	5,400
28歳1月～29歳0月		9,880	10,300	420	5,040	11,510	11,990	480	5,760
29歳1月～30歳0月		10,300	10,740	440	5,280	11,990	12,500	510	6,120
30歳1月～31歳0月		10,740	11,210	470	5,640	12,500	13,050	550	6,600
31歳1月～32歳0月		11,210	11,720	510	6,120	13,050	13,640	590	7,080
32歳1月～33歳0月		11,720	12,270	550	6,600	13,640	14,280	640	7,680
33歳1月～34歳0月		12,270	12,870	600	7,200	14,280	14,980	700	8,400
34歳1月～35歳0月	月1万5千円の年金受取り	12,870	35歳の誕生日後の加入では年金月額が15,000円に減少			14,980	35歳の誕生日後の加入では年金月額が15,000円に減少		
35歳1月～36歳0月		10,140	10,665	525	6,300	11,790	12,405	615	7,380
36歳1月～37歳0月		10,665	11,235	570	6,840	12,405	13,080	675	8,100
37歳1月～38歳0月		11,235	11,865	630	7,560	13,080	13,815	735	8,820
38歳1月～39歳0月		11,865	12,555	690	8,280	13,815	14,610	795	9,540
39歳1月～40歳0月		12,555	13,335	780	9,360	14,610	15,510	900	10,800
40歳1月～41歳0月		13,335	14,175	840	10,080	15,510	16,500	990	11,880
41歳1月～42歳0月		14,175	15,135	960	11,520	16,500	17,610	1,110	13,320
42歳1月～43歳0月		15,135	16,215	1,080	12,960	17,610	18,855	1,245	14,940
43歳1月～44歳0月		16,215	17,430	1,215	14,580	18,855	20,280	1,425	17,100
44歳1月～45歳0月		17,430	45歳の誕生日後の加入では年金月額が10,000万円に減少			20,280	45歳の誕生日後の加入では年金月額が10,000万円に減少		
45歳1月～46歳0月		12,550	13,630	1,080	12,960	14,600	15,850	1,250	15,000
46歳1月～47歳0月		13,630	14,880	1,250	15,000	15,850	17,310	1,460	17,520
47歳1月～48歳0月		14,880	16,370	1,490	17,880	17,310	19,030	1,720	20,640
48歳1月～49歳0月	月1万円の年金受取り	16,370	18,150	1,780	21,360	19,030	21,100	2,070	24,840
49歳1月～50歳0月		18,150	50歳以降は加入時の年齢によって年金額は異なります			21,100	50歳以降は加入時の年齢によって年金額は異なります		

(単位:円)

男 性			女 性		
50歳以降の掛金月額は一律18,150円			50歳以降の掛金月額は一律21,100円		
*年金額が加入月数により異なります			*年金額が加入月数により異なります		
加入時年齢	加入月数	年金額 (円)	加入時年齢	加入月数	年金額 (円)
50歳1ヶ月	119月	118,940	50歳1ヶ月	119月	118,940
51歳0ヶ月	108月	107,180	51歳0ヶ月	108月	107,180
52歳0ヶ月	96月	94,540	52歳0ヶ月	96月	94,540
53歳0ヶ月	84月	82,100	53歳0ヶ月	84月	82,100
54歳0ヶ月	72月	69,840	54歳0ヶ月	72月	69,840
55歳0ヶ月	60月	57,760	55歳0ヶ月	60月	57,760
56歳0ヶ月	48月	45,860	56歳0ヶ月	48月	45,860
57歳0ヶ月	36月	34,140	57歳0ヶ月	36月	34,140
58歳0ヶ月	24月	22,600	58歳0ヶ月	24月	22,600
59歳0ヶ月	12月	11,220	59歳0ヶ月	12月	11,220

*上記加入時年齢以外でのご加入の際は、月単位で年金が異なります。

「国民年金基金加入にあたっての重要なお知らせ」

国民年金基金（以下「基金」といいます。）に関する重要な事項のうち、金融商品の販売等に関する法律および個人情報の保護に関する法律に基づき、**特にご確認いただきたい事項を記載しています**。必ずお読みいただき、ご加入の際に加入申出書に「国民年金基金加入にあたっての重要なお知らせ」の受領および内容をご理解、ご了解いただいたことの確認として、ご署名いただきますようお願いいたします。

基金の運営について

- 基金の具体的内容は、国民年金法、国民年金基金令等の法令および当基金規約により定められており、加入員の代表である代議員による議決を経て運営しております。法令および規約は当基金に備え付けてありますので、随時閲覧できます。

加入員資格の喪失(脱退)について

- 基金に加入された後、以下のいずれかに該当されたときは、加入員資格を喪失し、脱退することとなります。
 - ① 60歳になったとき
※海外に居住し、国民年金に任意加入されている場合を除く。
 - ② 65歳になったとき（国民年金に任意加入されている場合）
 - ③ 会社員になったときなど国民年金の第1号被保険者でなくなったとき（海外に転居したときを含みます）
 - ④ 国民年金の任意加入被保険者でなくなったとき
※海外に転居されたとき、国民年金基金の加入員資格を喪失しますが、引き続き国民年金の任意加入の手続きを行うとともに、引き続き基金に加入する場合は、従前の掛金で加入できる特例があります。
 - ⑤ 該当する事業または業務に従事しなくなったとき（職能型基金に加入の場合）
※上記⑤の理由により喪失し、引き続き異なる基金に加入する場合、従前の掛金で加入できる特例があります。
 - ⑥ 国民年金の保険料を免除されたとき（一部免除、学生納付特例、納付猶予を含みます）
※法定免除の方（障害基礎年金を受給される方等）で「国民年金保険料免除期間納付申出書」を年金事務所に提出し、引き続き国民年金保険料を納付する場合は加入員資格の喪失にはなりません。
※産前産後期間の免除をされた場合は、加入員資格の喪失にはなりません。
 - ⑦ 農業者年金の被保険者になったとき
 - ⑧ 加入員本人が死亡したとき
- 加入員資格を喪失し死亡以外の事由で基金を脱退した場合、解約返戻金という制度はありませんので一時金を受け取ることはできませんが、将来、掛金を納付した状況に応じ年金として支給されます。
- 上記の事由以外に、ご自身の都合で任意に脱退することはできません。

掛金の払込について

- 毎月の掛金は、原則、翌々月1日にご指定の口座から引き落としさせていただきます。（第1回目の引き落としは、加入受付日によっては翌々月とならない場合があります。）
- 掛金を引き落としできなかった場合には、その翌月に2ヶ月分をまとめて引き落としさせていただきます。
- 2ヶ月連続で引き落としできなかった場合には、掛金の払込票を郵送させていただきますが、この場合には所定の延滞金が付加されますので、ご注意ください。なお、掛金を過去にさかのぼって納められるのは2年までとなります。
- 基金に加入されると、国民年金の付加保険料を納める必要がなくなります。（基金が付加年金を代行しているため）

年金の支払について

- 年金のお支払いはA型、B型、I型及びII型は65歳誕生月の翌月分から、III型、IV型及びV型は60歳誕生月の翌月分からとなります。ただし、国民年金の老齢基礎年金を繰上げ受給された場合には、その月分から国民年金基金の年金の一部（付加年金相当部分）についてもお支払いします。なお、この場合の年金額は繰上げ月数に応じて減額されます。
- 年金受給年齢になりましたら、登録されている住所に基金または国民年金基金連合会から請求のご案内をお送りします。加入後に氏名や住所の変更があった際は、忘れずに基金までご連絡をお願いします。
- 年金は、年金額が12万円以上の場合、年6回（偶数月に前月および前々月分として）に分けてお支払いします。年金額が12万円未満の場合には、年1回（決まった月に過去1年分として）のお支払いとなります。

遺族一時金について

- 終身年金A型と確定年金I、II、III、IV、V型については保証期間があり、以下のような遺族一時金があります。
 - ① 年金受給前に加入員の方が死亡された場合、加入時年齢、死亡時年齢および死亡時までの掛金納付状況に応じた遺族一時金が支給されます。
 - ② 保証期間中に加入員の方が死亡された場合、残りの保証期間の年金に相当する額の遺族一時金が支給されます。
- 終身年金B型には保証期間はありませんので、B型のみに加入し年金受給前に加入員の方が死亡された場合、1万円の遺族一時金が支給されます。

（裏面にも重要事項が記載されていますので、必ずお読みください。）

- なお、遺族一時金の額が払込み掛金額を下回ることがあります。
- 遺族一時金をお支払いする遺族は、死亡時に生計を同じくしていた、次の1～6の順位の遺族となっております。
1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母 6. 兄弟姉妹
- ご加入後、第1回掛金の払込みが完了した時から、遺族一時金の給付の責任を開始します。

年金および一時金が支払われない場合について

- ご加入後の全ての期間について、掛金が未納となっている場合または基金の加入要件に該当しない場合、年金および一時金のお支払いはありません。
- 偽りその他不正な手段により年金または一時金を受けた場合には、基金がその額を徴収できることとされています。

国民年金の保険料が納付されなかった場合について

- 国民年金の保険料が未納で2年を経過した場合、その未納となった期間について基金の掛金が納付されていたとしても、その期間については年金または遺族一時金が支給されません。なお、その期間について基金に納付された掛金は、そのまま加入員の方に還付されます。
 - 還付された掛金について既に所得税の社会保険料控除の適用を受けていた場合、その額について修正申告が必要となります。
- ※国民年金の保険料も忘れずに納付してください。

基金が解散した場合の取り扱いについて

- 基金は公的な制度として、国民年金法に基づきその設立から運営について厚生労働省から指導、監督を受け、代議員会での議決を経て運営されております。また基金の財政状況を毎年チェックし、健全な運営に努めております。基金の財政状況は決算書に記載されていますので、随時閲覧できます。仮に当基金が解散した場合は国民年金法に基づき、基金の解散時点での残余財産額を加入員および受給者等で分配することとなり、それまで支払われた掛金額を下回ることがあります。なお、分配される額を国民年金基金連合会へ移管して、将来年金として受け取ることができるような措置を講じております。

お客様の個人情報について

- 基金への加入に伴いご提供いただいたお客様の個人情報につきましては、関係法令に基づく基金の適正な運営、お客様へのご連絡、年金等のお支払いその他お客様へのサービスの提供の目的以外には、利用することはありません。また、基金は、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の適正な管理、使用および保護に努めます。
- 基金は、法令および規約に基づき、加入の受付、給付または掛金の徴収に関し必要があると認めるときは、お客様の国民年金の資格取得記録、資格喪失記録、納付記録、付加年金記録、住所異動年月日、老齢基礎年金の繰上方法および受給開始年月日等について、関係機関に対して、必要な書類の閲覧または資料の提供を求める場合があります。
- 上記の他、お客様の個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に定めがある場合を除き、お客様の同意なく第三者に提供することはありません。
- なお、当基金が保有するお客様ご自身の個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令に基づく所定の手続きにより、開示および訂正等を請求することができます。詳細は、当基金へお問い合わせください。

この「国民年金基金加入にあたっての重要なお知らせ」は、加入員証、国民年金基金加入申出書(本人控)とともに大切に保管してください。氏名、住所の変更があった際は、忘れずに基金までご連絡いただきますようお願いいたします。

(お手続きや基金に関する相談・意見等につきましては下記までご連絡ください。)

全国国民年金基金

土地家屋調査士支部

〒107-0052 東京都港区赤坂8-1-22 NMF青山一丁目ビル9階

☎ 03-6804-1128 (平日9時～17時30分)